

証券コード 4004
2022年9月7日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目13番9号

昭和電工株式会社

取締役社長 高橋秀仁

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2022年9月29日(木曜日) 午前10時
- 2 場 所** 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7

3 会議の目的事項

- 決議事項** 第1号議案 吸収分割契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。当日は、ご自宅でも本株主総会の模様をご視聴いただけるようインターネットライブ配信を行います。



4 招集にあたっての取締役会のその他決定事項

議決権の重複行使

- ① 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- ② インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効としたします。

5 当日ご出席されない場合の議決権行使の方法

(1) 書面(郵送)による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年9月28日(水曜日)午後5時45分までに到着するようご返送ください。**

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」等をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、**2022年9月28日(水曜日)午後5時45分までに**議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、2022年9月17日(土曜日)午前5時より2022年9月20日(火曜日)午前5時まで、株主名簿管理人によるシステムメンテナンスのため「議決権行使ウェブサイト」および「スマート行使」ウェブサイトがご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

また、当社は、株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

以 上

-
- 当日ご出席の方は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sdk.co.jp/>)に掲載させていただきます。
 - 本株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sdk.co.jp/>)にてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ご注意事項

2022年9月17日(土曜日)午前5時より2022年9月20日(火曜日)午前5時までは、株主名簿管理人によるシステムメンテナンスのため「議決権行使ウェブサイト」および「スマート行使」ウェブサイトがご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

議決権行使ウェブサイト（下記URL）へのアクセスによる議決権行使について

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「**議決権行使コード**」および「**パスワード**」を入力の上、画面の案内にしたがって行使をしていただきますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3 パスワードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力したうえで、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがって手続きください。

議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

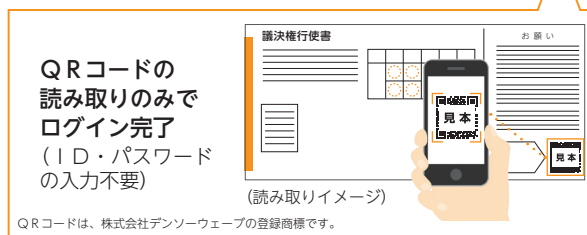
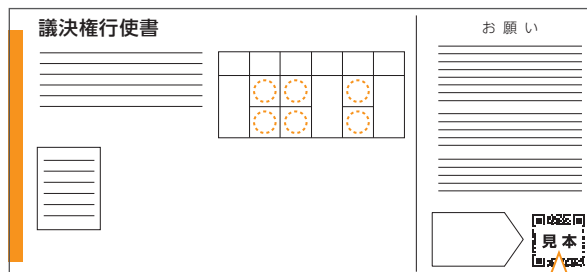
スマートフォン用QRコード読み取りによる議決権行使について（「スマート行使」）

スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内にしたがって行使をしていただきますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。

※「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが左記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正をいただきますようお願い申し上げます。

「スマート行使」へのログインイメージ図



お問い合わせ先



みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは「化学の力で社会を変える」をパーパス(存在意義)とし、共創型化学会社として「日本発の世界トップクラスの機能性化学メーカー」を目指しています。当社グループはこうした目指す姿のもと、社内や化学産業に閉じた事業活動にとどまらず、志を共にするステークホルダーや共同体との共創を通じてよりよい社会を創り出し、持続可能なグローバル社会の発展に貢献することを目指し変革を進めています。

また当社グループは、世界で戦える会社の前提となる規模と収益性を実現するため、メリハリある経営資源配分によるポートフォリオ経営、競争力を生み出すイノベーションおよび人材育成戦略に注力し、こうした取り組みを通じて企業価値を最大化し、持続的な経営を実現してまいります。そのための最適な組織体制として、持株会社体制への移行を決断いたしました。

上記持株会社体制への移行のため、当社グループにおいて、当社の完全子会社である昭和電工マテリアルズ株式会社(以下「SDMC」といいます。)を存続会社とし、同じく当社の完全子会社であり、SDMCの親会社であるHCホールディングス株式会社(以下「HCHD」といいます。)を消滅会社とする吸収合併(以下「SDMCへの吸収合併」といいます。)を行うとともに、当社を分割会社とし、当社のグループ経営管理を除く全ての事業をSDMCに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)、およびSDMCを分割会社とし、社債等を当社に承継させる吸収分割(以下「当社への吸収分割」といいます。)を行うこととしました。このため、SDMCとHCHDは、2022年8月4日付で、SDMCへの吸収合併に係る吸収合併契約を締結し、当社も、同日付で、SDMCとの間で、本吸収分割に係る吸収分割契約および当社への吸収分割に係る吸収分割契約をそれぞれ締結しております。これらの吸収合併および吸収分割の効力発生日は、2023年1月1日の予定です。

これらの吸収合併および吸収分割を行うことにより、当社を持株会社とし、SDMCを持株会社の下の子会社とする持株会社体制を構築します。持株会社は、グループ戦略機能、上場法人機能に特化し、経営課題に機動的に対応しつつ、業務提携やM&Aを含めグループ全体を俯瞰した経営資源の適切な配分を行います。持株会社の下の子会社は、当社およびSDMCの統合シナジーの早期実現のため、各事業の競争力強化に集中し、取り巻く環境に応じた機動的な事業運営を行うことによって、グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

本議案は、本吸収分割に係る吸収分割契約について、ご承認をお願いするものです。

なお、当社は、当社の完全子会社である信州昭和株式会社(以下「信州昭和」といいます。)との間で、当社を分割会社として、当社の黒鉛電極事業に係る権利義務を信州昭和に承継させる吸収分割(以下「信州昭和への吸収分割」といいます。)を行うこととし、2022年8月4日付で、そのための吸収分割契約を締結しています。信州昭和への吸収分割は2023年1月1日に効力が発生することとしており、信州昭和への吸収分割が予定どおり実施された場合には、当社から信州昭和に承継される黒鉛電極事業に係る権利義務は、本吸収分割により承継される権利義務には含まれません。

また、当社への吸収分割および信州昭和への吸収分割については、いずれも会社法上の簡易分割要件を満たしていますので、会社法第784条第2項および同法第796条第2項に基づき株主総会でのご承認を経ずに実行することを予定しています。

なお、本吸収分割に係る本議案のご承認がいただけない場合には、SDMCへの吸収合併および当社への吸収分割についても実行いたしません。

(ご参考)持株会社体制を構築するために実施する本吸収分割以外の再編行為について

本吸収分割以外の再編行為	概要
SDMCへの吸収合併	SDMCを存続会社、HCHDを消滅会社とし、HCHDの全ての権利義務をSDMCに承継させてHCHDを消滅させます。SDMCは、HCHD株式に代わるものとして、当社にSDMCの普通株式6株を交付します。
当社への吸収分割	SDMCの社債・現金等を当社に承継させます。効力発生時点においてSDMCは当社の完全子会社であること、また、承継対象資産と承継対象負債の金額価値を同額とすることから、対価の交付は行いません。
信州昭和への吸収分割	当社が営む黒鉛電極事業のうち現金、第三者への債権等の一部の権利義務を当社に残し、その余の権利義務を全て信州昭和に承継させます。その対価として、信州昭和は、その普通株式1万株を当社に交付します。

2. 本吸収分割に係る吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

昭和電工株式会社（以下「甲」という。）及び昭和電工マテリアルズ株式会社（以下「乙」という。）は、2022年8月4日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲におけるグループ経営管理を除く全ての事業（本契約締結日時点において営む事業及び本契約締結日以前において営んでいた事業を含む。以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社
（商号）昭和電工株式会社
（住所）東京都港区芝大門一丁目13番9号
- (2) 乙：吸収分割承継会社
（商号）昭和電工マテリアルズ株式会社
（住所）東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

第3条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、効力発生日（第6条第1項に定義する。以下同じ。）までに当該許認可、承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。但し、甲乙間における承継対象権利義務に含まれる債務の最終的な負担者は乙とし、甲は、承継対象権利義務に含まれる債務について履行その他の負担をしたときは、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式4株を交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第6条（効力発生日）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年1月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

2. 本吸収分割は、乙及びHCホールディングス株式会社との2022年8月4日付吸収合併契約書に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、その効力を生ずるものとする。
3. 本吸収分割は、甲及び信州昭和株式会社との2022年8月4日付吸収分割契約書に基づく吸収分割（以下「信州昭和への吸収分割」という。）の効力が発生することを条件として、その効力を生ずるものとする。但し、本項本文は信州昭和への吸収分割の効力が2023年1月1日に発生する場合に限り適用があるものとし、信州昭和への吸収分割の効力が2023年1月1日に発生しない場合には、本項本文にかかわらず、本吸収分割は、本契約に定めるところに従い、その効力を生ずるものとする。

第7条（株主総会決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求める。

第8条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年8月4日

甲： 東京都港区芝大門一丁目13番9号
昭和電工株式会社
代表取締役社長 高橋 秀仁 ㊟

乙： 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
昭和電工マテリアルズ株式会社
取締役社長 高橋 秀仁 ㊟

別紙

承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。但し、信州昭和への吸収分割の効力が発生した場合には、当該吸収分割に基づいて信州昭和株式会社に承継される権利義務を除く。

1. 資産

甲が本事業に関して所有する一切の資産（但し、以下に掲げるものを除く。）

- (1) グループ経営管理に関して保有する現預金
- (2) 甲の関係会社に対する貸付債権（その利息債権その他付随する権利を含む。但し、甲の芙蓉パーライト株式会社に対する貸付債権及びその利息債権その他付随する権利を除く。）
- (3) 租税に係る還付請求権
- (4) 連結納税に関連して完全子法人に対して有する債権
- (5) 全ての土地。但し、水力発電事業に係る土地及び千葉県千葉市緑区大野台所在の土地を除く。
- (6) 甲の本社所在地（東京都港区芝大門）の地上権並びに甲の本社所在地所在の建物及びその用に供する設備等
- (7) レゾナック並びにそのロゴマーク及びコーポレートスローガンに係る商標権（商標登録出願中の権利を含む。以下同じ。）
- (8) 昭和電工並びにそのロゴマーク及びコーポレートスローガンに係る商標権
- (9) 乙の株式及び甲が引き続き保有する必要がある甲の子会社の株式又は持分

2. 債務

甲が本事業に関して負担する一切の債務（但し、以下に掲げるものを除く。）

- (1) 借入金・社債（但し、HC Holding Beta AGからの借入金を除く。）
- (2) 国及び地方公共団体に対する租税・社会保険料に関する債務・預り金
- (3) 甲が関係会社に対して負担する預り金
- (4) 連結納税に関連して完全子法人に対して負担する債務

3. 契約（雇用契約を除く。）

甲がその事業上締結している一切の契約（雇用契約を除く。）及びこれらの契約に基づく一切の権利義務（但し、以下に掲げるものを除く。）

- (1) 金融機関、証券会社、弁護士、監査法人、税理士等との間で締結された契約（但し、本事業に関連して金融機関との間で締結した預金契約その他の本事業に関連して乙が保有する必要がある契約を除く。）
- (2) グループ経営管理に主として従事する出向受入者に係る出向契約（甲乙間の出向契約を除く。）
- (3) 乙に承継されない資産及び債務に附帯又は関連する契約その他甲におけるグループ経営管理のために甲が引き続き保有する必要がある契約

4. 雇用契約

甲に在籍する全従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務

5. 許認可等

法令上承継可能な本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等

3. 会社法施行規則第183条各号(第2号、第6号および第7号を除く。)に掲げる事項の内容の概要

(1)分割対価の相当性に関する事項

SDMCは、本吸収分割に際して、当社に対して、SDMCの普通株式4株を交付します。

両社の財産および事業の状況、本吸収分割の効力発生時点においてSDMCが当社の完全子会社であること、その他諸般の事情を総合的に考慮し、協議・検討を行った結果、上記の事項が相当なものであるとして合意しました。

(2)資本金および準備金の額の相当性

本吸収分割に伴い増加するSDMCの資本金、資本準備金および利益準備金の額については、本吸収分割後の資本政策にかんがみ、会社計算規則および公正な会計基準に従って配分する方針です。

(3)吸収分割承継会社の最終事業年度の末日における計算書類等

(別紙のとおりです。)

(4)吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(ア)吸収合併契約の締結

SDMCは、2022年8月4日付で、HCHDとの間で、SDMCへの吸収合併に係る吸収合併契約を締結しました。当該吸収合併は、2023年1月1日に効力が発生することとしています。

(イ)吸収分割契約の締結

SDMCは、2022年8月4日付で、当社との間で、当社への吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。当該吸収分割は、SDMCへの吸収合併および本吸収分割の効力発生を条件として2023年1月1日に効力が発生することとしています。

(ウ)当社からの借入

SDMCは、2022年2月10日付で、当社との間で、当社を貸付人とし、SDMCを借入人とする極度貸付基本契約書を締結し、SDMCは、当社から23,500百万円を借り入れました。

(エ)社債の償還

SDMCは、2022年3月1日付で、SDMCが発行した第9回無担保社債10,000百万円を満期償還しました。

(5)当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

(ア)吸収分割契約の締結

当社は、2022年8月4日付で、信州昭和との間で、信州昭和への吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。

また、当社は、2022年8月4日付で、SDMCとの間で、当社への吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。当該吸収分割は、SDMCへの吸収合併および本吸収分割の効力発生を条件として、2023年1月1日に効力が発生することとしています。

(イ)HCHDに対する貸付

当社は、2022年3月24日付で、当社の子会社であるHCHDとの間で、HCHDを借入人とし、当社を貸付人とする極度貸付基本契約書を締結し、当社は、HCHDに対して205,600百万円を貸し付けました。

(ウ)SDMCに対する貸付

当社は、2022年2月10日付で、SDMCとの間で、当社を貸付人とし、SDMCを借入人とする極度貸付基本契約書を締結し、当社は、SDMCに対して23,500百万円を貸し付けました。

(エ)株式の取得

当社は、HCHDならびに株式会社みずほ銀行および株式会社日本政策投資銀行との間で、2022年5月26日付優先株式投資契約変更契約書を締結し、2022年6月1日付で株式会社みずほ銀行および株式会社日本政策投資銀行から、HCHDのA種優先株式275,000,000,000株を275,000百万円で譲り受けました。

(別紙：吸収分割承継会社の最終事業年度の末日における計算書類等)

事業報告 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日

1. 当社グループの財産及び損益の状況

(1) 当社グループの業績の推移

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当事業年度)
売上収益 (百万円)	681,025	631,433	429,238	635,033
営業利益 (百万円)	36,353	23,126	12,510	24,295
親会社株主に帰属 する当期利益 (百万円)	28,723	16,401	7,321	19,316
基本的1株当たり 当期利益(円)	137.94	2,050,125,000.00	915,125,000.00	2,414,500,000.00
総資産 (百万円)	708,659	704,425	670,204	689,953

(注)1. 当社は、国際財務報告基準(IFRS)に基づいて連結計算書類を作成しています。

2. 基本的1株当たり当期利益は、各事業年度中の平均発行済株式総数(自己株式数を除く。)に基づき算出しています。但し、当社は、2020年6月23日付で普通株式26,027,000株を1株に株式併合したため、2019年度及び2020年度については、2019年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しています。

3. 2020年度より決算期を3月31日から12月31日に変更しました。これに伴い、2020年度は2020年4月1日から同年12月31日までの9ヵ月間となっています。

(2) 当社の業績の推移

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	364,319	338,375	218,970	316,845
経常利益 (百万円)	32,790	26,721	28,088	16,234
当期純利益 (百万円)	22,316	12,135	12,497	27,066
1株当たり 当期純利益(円)	107.17	1,516,891,476.50	1,562,132,213.38	3,383,197,453.88
総資産 (百万円)	405,159	426,008	402,535	422,499

(注)1. 当社は、日本基準に基づいて計算書類を作成しています。

2. 1株当たり当期純利益は、各事業年度中の平均発行済株式総数(自己株式数を除く。)に基づき算出しています。但し、当社は、2020年6月23日付で普通株式26,027,000株を1株に株式併合したため、2019年度及び2020年度については、2019年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しています。

3. 2020年度より決算期を3月31日から12月31日に変更しました。これに伴い、2020年度は2020年4月1日から同年12月31日までの9ヵ月間となっています。

2. 当社グループの主要な事業内容

(2021年12月31日現在)

セグメント	主要製品・サービス
機能材料	電子材料 半導体用エポキシ封止材、半導体用ダイボンディング材料、半導体回路平坦化用研磨材料、ディスプレイ用回路接続フィルム 配線板材料 銅張積層板、感光性フィルム
先端部品・システム	モビリティ部材 樹脂成形品、摩擦材、粉末冶金製品、リチウムイオン電池用カーボン負極材、電気絶縁用ワニス、機能性樹脂 ライフサイエンス関連製品 診断薬・装置、再生医療等製品の製法開発・受託製造サービス

(注)プリント配線板事業及び蓄電デバイス・システム事業の譲渡に伴い、当該事業に係る製品を主要製品から除外しております。

3. 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率
昭和電工(株)	182,146百万円	100.0% (100.0%)
HCホールディングス(株)	100百万円	100.0%

(注)1. 昭和電工(株)は、当社の親会社であるHCホールディングス(株)の議決権のすべてを保有しています。

2. 当社に対する議決権比率の()内は間接所有割合で、内数で記載しております。

3. 当社は、HCホールディングス(株)との間で資金の貸付・借入を行っていますが、当該取引については市場金利等を勘案して利率を合理的に決定していることから、当社取締役会としては、当社の利益を害するものではないと判断しています。

4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

(1) プリント配線板事業の譲渡

当社は、当社の完全子会社として新たに設立したリンクステック(株)に、2021年10月1日付けで、当社が営むプリント配線板事業(当社が保有するShowa Denko Materials (Singapore) Pte. Ltd.及び(株)山岸エーアイシーの株式を含む。)を吸収分割の方法で承継させた上で、同日付けでリンクステック(株)のすべての株式をポラリス・キャピタル・グループ(株)が設立したPTCJ-Sホールディングス(株)に譲渡いたしました。さらに、当社の完全子会社として新たに設立したリンクステックサーキット(株)に、2021年10月1日付けで、昭和電工マテリアルズ・エレクトロニクス(株)が営むプリント配線板事業(同社が保有する(株)山岸エーアイシーの株式を含む。)を吸収分割の方法で承継させた上で、同日付けでリンクステックサーキット(株)のすべての株式をPTCJ-Sホールディングス(株)に譲渡いたしました。

(2) 蓄電デバイス・システム事業の譲渡

当社は、当社の完全子会社として新たに設立したエナジーウィズ(株)に、2021年12月1日付けで、当社が営む蓄電デバイス・システム事業を吸収分割の方法で承継させた上で、同日付けで、同社ならびに当社子会社であるエナジーシステムサービスジャパン(株)、希世比能源科技股份有限公司、Siam Magi Co., Ltd.、Thai Energy Storage Technology Public Company Limited、Thai Nonferrous Metal Co., Ltd.、3K Products Company Limited及びPower Plas Company Limitedの当社が保有するすべての株式を(株)アドバンテッジパートナーズがサービスを提供するファンドを筆頭株主とするサステナブル・バッテリー・ホールディングス(株)が運営するサステナブル・バッテリー・ソリューションズ(株)に譲渡いたしました。

5. 会社役員に関する事項

(2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	丸 山 寿	最高経営責任者(CEO) 昭和電工(株) 取締役
取締役副社長 (代表取締役) 副社長執行役員	山 下 祐 行	最高リスク管理責任者(CRO) 情報通信事業の総括
取 締 役	高 橋 秀 仁	昭和電工(株) 代表取締役 常務執行役員 最高戦略責任者(CSO)
取 締 役	酒 井 浩 志	昭和電工(株) 取締役 執行役員 最高技術責任者(CTO)
取 締 役 常務執行役員	片 寄 光 雄	最高技術責任者(CTO) 新事業創出(基盤技術の開発及び知的財産を含む。)及びライフサイエンス事業の総括
取 締 役 執 行 役 員	今 井 の り	最高戦略責任者(CSO) 経営企画及び人事の総括
取 締 役 執 行 役 員	土 井 淳	法務及びリスクマネジメント(内部統制を含む。)の 総括
監 査 役	森 本 大 介	西村あさひ法律事務所 パートナー (株)増進会ホールディングス 取締役 楽天生命保険(株) 監査役 (株)Z会ホールディングス 取締役 楽天証券(株) 監査役 楽天損害保険(株) 監査役
監 査 役	武 井 裕 之	—
監 査 役	吉 田 寛	—

- (注)1. 高松明彦氏は、2021年3月26日開催の当社第72回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任しました。
 2. 取締役 土井淳氏は、2021年3月26日開催の当社第72回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任しました。
 3. 当社は、2022年1月4日付で役員の異動を行い、新たな取締役、監査役体制は下記のとおりです。

(2022年1月4日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	丸 山 寿	昭和電工(株) 取締役
取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	高 橋 秀 仁	最高経営責任者(CEO) 昭和電工(株) 代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者(CEO)
取 締 役 (代表取締役) 常務執行役員	山 下 祐 行	情報通信事業の総括 昭和電工(株) 常務執行役員
取 締 役 常務執行役員	酒 井 浩 志	最高技術責任者(CTO) 技術(技術戦略、研究開発、知的財産管理を含む)の 総括 昭和電工(株) 取締役 常務執行役員 最高技術責任者 (CTO)
取 締 役 執 行 役 員	片 寄 光 雄	ライフサイエンス事業及び機能材料事業の総括 昭和電工(株) 執行役員
取 締 役 執 行 役 員	今 井 の り	最高人事責任者(CHRO) 人事及び社内文化醸成活動の総括 昭和電工(株) 執行役員 最高人事責任者(CHRO)
取 締 役 業 務 執 行 役	土 井 淳	法務部長
監 査 役	森 本 大 介	西村あさひ法律事務所 パートナー (株)増進会ホールディングス 取締役 楽天生命保険(株) 監査役 (株)Z会ホールディングス 取締役 楽天証券(株) 監査役 楽天損害保険(株) 監査役
監 査 役	武 井 裕 之	—
監 査 役	吉 田 寛	—

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

90百万円

(注)当社の一部の子会社の監査につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が行っています。

7. 会社の体制及び方針に関する事項

7-1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループにおける体制の整備に関する基本方針

昭和電工マテリアルズグループの業務の適正を確保するため、当社における体制を基本として、子会社に対して、各社の規模等に応じた体制を整備するよう指導します。また、子会社における体制の整備の状況を確認するため、子会社への取締役又は監査役の派遣並びに子会社の各部署への定期的な監査等を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書規則」等の規則に定めます。
- ② 監査役は、必要ある都度、保存及び管理されている情報の開示・提供を受けることができます。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクのカテゴリー毎にその発現防止と緊急時の適切な対応について実施要領を定めるとともに、製品事故、コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ、財務等に係る個別リスクの管理については、それぞれに対応する規則を定めるとともに、子会社に対しても、各社の規模等に応じて当社に準じた規程を整備するよう指導します。
- ② 事業活動に伴うリスクの未然防止と緊急時の対応については、関係部門が必要に応じ研修、マニュアルの作成、配布等により教育を行うとともに、子会社に対しても、各社の規模等に応じて当社に準じた教育を行うよう指導します。
- ③ 災害等のリスクが発現した場合には、予め定めた実施要領に基づく対策本部の設置、アドバイザーとしての専門家の招聘等により迅速に対応するとともに、子会社に対しても、各社の規模等に応じて当社に準じた体制を整備するよう指導します。

(4) 当社の取締役並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの重要事項を効率的かつ十分な検討の上で決定するため、経営会議を設けます。
- ② 「執行役員規則」により執行役員を設置し、業務執行体制を定めます。
- ③ 事業目標の明確化とその達成を図るため、中長期計画及び予算を定め、ITシステムを積極的に活用して定期的に業績管理を実施します。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われているかを検証するため、内部監査に関する規則を定め、当社及び子会社の各部署を対象に監査室の監査担当部門による内部監査を行います。
- ⑤ 子会社に取締役又は監査役を派遣します。

(5) 当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人の行動規範として、「昭和電工マテリアルズグループ行動規範」を制定し、子会社においても当社に準じた規程を整備するよう指導します。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による経営活動への関与やこれによる被害を防止するため、反社会的勢力との直接又は間接の取引を行わないことはもとより、接触や要求についてもこれを拒否します。また、こうした方針を遵守するため、必要な会社規則を制定するとともに、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置するなど、反社会的勢力の排除のための仕組みを構築します。
- ③ 法令遵守及び企業倫理の確立に関する枠組みとして「昭和電工マテリアルズグループ・グローバル・コンプライアンス・プログラム総則」を定め、制度を具体化するため「競争法遵守に関する規則」等の社内規則や各種業務規程を整備し、社内情報共有システムを用いて規則の周知徹底を図ります。また、子会社においても当社に準じた規程及び体制を整備するよう指導します。
- ④ コンプライアンスに係る教育、指導及び監査を徹底するため、コンプライアンス担当部門を設置します。
- ⑤ 品質保証体制を強化するため、当社各事業所及び各子会社の品質保証機能の全体統制を行う品質保証担当部門を本社に設置します。
- ⑥ コンプライアンス及び企業倫理上の問題に関する内部通報制度を設け、当社及び子会社の従業員に周知します。通報を受けた場合、コンプライアンス担当部門が必要に応じて関係部門及び弁護士との協力を得て、その内容に関する調査を行います。
- ⑦ 当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを検証するため、監査室による内部監査を行います。なお、監査室は監査役が必要に応じて行う指示に従います。

(6) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社に係る業務上の重要事項について、当社経営会議での審議の対象とします。

(7) その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社から成る当社グループの企業価値最大化を目的として、グループ連結経営の基本方針を定めます。
- ② 当社が親会社又は子会社と行う取引については、価格その他の条件面において、特に公正になされるよう留意します。
- ③ 輸出管理、環境安全管理、営業秘密・個人情報の管理等に関しては、当社及び子会社がそれぞれ規則を制定し運用します。また、これら規則の遵守につき必要な教育を実施します。
- ④ 中長期計画及び予算を作成し、その達成状況及び業績を親会社に適切に伝達するとともに、これらの事項に関し子会社から報告を受けます。
- ⑤ 財務報告の信頼性確保、業務の効率化の推進及び法令・定款適合性確保等のために、我が国の財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等に準拠した内部統制システムを整備、運用し、その有効性を評価します。
- ⑥ 当社監査室の監査担当部門は、当社及び子会社に対する定期的な監査を実施します。
- ⑦ 当社関係部門は、その役割に応じて子会社の経営指導を行い、当社諸施策の周知、情報提供及び業務上の助言等を行います。
- ⑧ 当社より子会社に対して、内部通報制度を設けるよう指導します。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため、監査役室を置きます。
- ② 監査室の監査担当部門は、監査役の指示ある場合、その指揮命令の下、監査役の職務を補助します。

(9) 前号の使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役室に所属する使用人は、取締役の指揮命令には服さない監査役室専属の者としてします。
- ② 監査役室に所属する使用人の人事異動及び人事評価につき、人事担当取締役は、予め監査役の全員の承認を得ます。
- ③ 監査役室に所属する使用人を懲戒に処する場合、人事担当取締役は、予め監査役の全員の承認を得ます。
- ④ 取締役は、監査室の監査担当部門の使用人が監査役の職務を補助することにつき不当な制約を加えません。

(10) 監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は当社の重要な会議に出席することができます。また、取締役及び執行役員は、経営会議に付議された当社及び子会社の案件について、遅滞なく監査役に報告します。
- ② 取締役、執行役員及び各部門の長は、重要な業務及び財産の状況等について、定期的及び要求のある都度監査役に報告します。また、法令・定款違反又はリスクに関する重大な情報については、直ちに監査役に報告します。
- ③ 監査室が実施した当社及び子会社に対する内部監査の結果については、遅滞なく監査役に報告します。
- ④ 当社及び子会社の使用人を対象とした内部通報制度による通報の状況については、コンプライアンス担当部門より遅滞なく監査役に報告します。当該通報制度による通報者について、通報したことを理由として不利益な取扱いをしない旨会社規則に定め、コンプライアンス担当部門はその運用を徹底します。
- ⑤ 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告しなければなりません。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の支払その他の事務は監査役室が担当します。当社は、監査役から費用の前払その他支払に関する請求があったときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役、会計監査人及び関係部門は、監査役と定期的に意見交換を実施します。
- ② 監査室の監査担当部門は、監査役の求めに応じて、監査計画について報告するとともに、監査役が効率的な監査を行うことができるよう、必要な対応を行います。
- ③ 当社は、監査役が必要とする場合、監査役が独自に専門の弁護士若しくは会計士又はその両方を活用し、監査に関する助言を受ける機会を保障します。

7-2. 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

(1)重要な会議の開催状況

当事業年度における重要な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は25回開催され、経営の基本に関わる重要な事項、代表取締役及び執行役員を選任等について決議を行ったほか、定期的に業績報告を受け、建設的な議論を行うとともに、内部統制やリスク管理に係る適切な体制の整備を推進し、その運用の有効性について監督しました。また、経営会議は46回開催され、当社又は当社グループに影響を及ぼす重要事項につき、取締役社長が正確かつ迅速な判断を下すために、執行役員全員の知見を集約して議論を行いました。その他、監査役連絡会(14回)、J-SOX委員会(3回)、コンプライアンス・マネジメント委員会(3回)、品質委員会(4回)等の重要な会議を開催しました。

(2)監査役の監査の実効性の確保

当社は、監査役を3名設置しており、全監査役により構成される監査役連絡会を定期的に開催し、監査方針、監査実施計画等を決定した上で、代表取締役との定期的な面談、重要な社内会議への出席、主要事業所及びグループ会社の監査等の監査活動を実施しました。また、会計監査人及び内部監査部門との会議や面談を定期的に行い連携を確保することで、監査の実効性を確保しています。なお、監査役支援業務を行う専任のスタッフとして監査役室に所属する使用人3名を置いています。

(3)コンプライアンス及びリスクマネジメント

当社は、全社員の入社時に漏れなくコンプライアンス・人権研修を実施しています。これに加え、全社員を対象にコンプライアンス担当部門が主催する研修を実施しています。また、コンプライアンス担当部門は、定期的に当社事業所やグループ会社のコンプライアンス対応状況について監査し、管理体制や教育の実施状況の確認、改善指導を行い、結果を経営幹部に報告しています。

当社は、リスクマネジメント担当部門が、認識するリスクをとりまとめ、定期的に見直すことにより、新たなリスクの認識や減災措置・発生時対策の有効性を確認しています。また、当社グループに関するリスクを統括する執行役員として最高リスク管理責任者(CRO: Chief Risk Management Officer)を選任しております。

(4)品質保証に関する取り組み

当社は、不適切な検査等の再発防止策として、経営陣の品質保証に対する姿勢の明確化のため、あらゆる機会を捉えてトップメッセージを継続的に発信しています。不適切検査事案の公表から3年経過したことを期して、2021年6月に最高品質責任者(CQO: Chief Quality Officer)のメッセージを発出しました。これに加え、当事業年度においても、従業員の意識改革のため、eラーニングや品質コンプライアンス教育を継続しました。2020年度に新たな試みとして実施した品質コンプライアンス標語募集は、対象を国内グループ会社に拡大して当事業年度も実施しました。また、品質保

証本部内に設置した品質監査室による監査活動も2020年度に対象拠点の監査を一通り終えたことから当事業年度は2巡目に入り、不適切検査等行為是正の進捗や同様の行為のなきことを継続してチェックしました。

一方、品質保証体制の改善、強化策については、「人手を介さない検査システム」の海外グループ会社も含めた導入拡大を進めるとともに、顧客からの品質クレーム件数や工程異常の削減のための課題把握に努め、傾向管理の拡大やサプライヤー・外注管理の強化、品質データの見える化等の施策に着手しました。これらの施策は品質委員会(当事業年度に4回開催)にて適宜報告、議論され、コンプライアンス強化を中心とした「守り」の施策から、品質保証体制の強化をアピールする「攻めの品質保証・品質管理」への転換についてより深く議論を行いました。2022年度以降は、これらの施策の継続に加えて、昭和電工(株)との経営統合後に世界で戦える品質保証体制を築くべく、ベストプラクティスを意識した施策を一層進めてまいります。

(5)独占禁止法の遵守

当社は、独占禁止法及び各国の競争法の遵守をコンプライアンス経営の最重要事項と位置づけ、「独占禁止法ハンドブック」を作成・配布するとともに、企業倫理月間に取締役社長から直接、遵守の徹底を呼びかけています。また、独占禁止法に少しでも抵触するおそれがあると思われる場合、直ちにコンプライアンス担当部門に報告するとともに、「コンプライアンス情報記録ノート」に記録することを義務付けており、すべての記録を年に2回、コンプライアンス担当部門が監査しています。

(6)業務の適正の確保

当社は、執行役員を委員長とするJ-SOX委員会を組織し、財務担当部門、広報担当部門、法務担当部門、リスクマネジメント担当部門、IT担当部門、監査担当部門等のメンバーが中心となって、連結ベースでの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っています。この評価については、監査室及び会計監査人による監査結果を考慮して決定し、必要に応じて経営会議に、定期的に監査役連絡会に報告しています。

また、当社は内部監査規則の下、事業所・グループ会社に対して内部監査を定期的を実施しています。当事業年度は、29社を対象に監査を行いました。監査の内容は、取締役、執行役員及び監査役に配信する一方で、必要に応じて経営会議に、定期的に監査役連絡会に報告し、執行役員又は監査役から助言を得るなど連携を図り、業務の適正の確保に努めています。

貸借対照表(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	220,557	流動負債	117,078
現金及び預金	3,318	電子記録債務	9,546
受取手形	528	買掛金	46,140
電子記録債権	2,112	短期借入金	6,500
売掛金	53,893	1年内償還予定の社債	10,000
製品	3,924	リース債務	74
半製品	2,338	未払金	6,364
仕掛品	5,833	未払費用	8,292
原材料	6,090	未払法人税等	1,401
短期貸付金	118,015	前受金	15
未収入金	38,308	預り金	27,720
その他	1,237	その他	1,026
貸倒引当金	△ 15,039		
固定資産	201,942	固定負債	28,408
有形固定資産	65,090	社債	20,000
建物	19,922	リース債務	278
構築物	3,466	退職給付引当金	6,734
機械及び装置	24,282	関係会社事業損失引当金	189
車両運搬具	32	資産除去債務	722
工具、器具及び備品	3,209	その他	485
土地	11,136	負債合計	145,486
リース資産	149	純資産の部	
建設仮勘定	2,894	株主資本	276,959
無形固定資産	6,533	資本金	15,454
投資その他の資産	130,319	資本剰余金	32,862
投資有価証券	3,840	資本準備金	32,862
関係会社株式	70,141	その他資本剰余金	-
関係会社出資金	24,640	利益剰余金	228,643
関係会社長期貸付金	8,429	利益準備金	3,564
長期前払費用	1,813	その他利益剰余金	225,079
長期前払年金費用	18,403	固定資産圧縮積立金	35
繰延税金資産	2,179	別途積立金	120,000
その他	1,120	繰越利益剰余金	105,044
貸倒引当金	△ 246	自己株式	-
		評価・換算差額等	54
		その他有価証券評価差額金	71
		繰延ヘッジ損益	△ 17
		純資産合計	277,013
資産合計	422,499	負債純資産合計	422,499

損益計算書(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		316,845
売上原価		<u>235,579</u>
売上総利益		81,266
販売費及び一般管理費		<u>57,395</u>
営業利益		23,871
営業外収益		
受取利息	562	
受取配当金	4,819	
固定資産賃貸料	418	
関係会社貸倒引当金戻入額	2,023	
為替差益	903	
その他	<u>1,795</u>	10,520
営業外費用		
支払利息	233	
社債利息	194	
固定資産処分損	1,388	
固定資産賃貸費用	179	
関係会社貸倒引当金繰入額	14,878	
投資有価証券評価損	8	
その他	<u>1,277</u>	18,157
経常利益		16,234
特別利益		
関係会社株式売却益	33,326	<u>33,326</u>
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	7,109	
関係会社事業損失引当金繰入額	189	
減損損失	1,327	
競争法等関連費用	108	
関係会社株式等評価損	3,560	
特別調査費用	25	
関係会社株式売却損	3,659	
事業構造改善費用	2,662	<u>18,639</u>
税引前当期純利益		30,921
法人税、住民税及び事業税		2,044
法人税等調整額		<u>1,811</u>
当期純利益		27,066

株主資本等変動計算書

自 2021年1月1日
至 2021年12月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	15,454	32,862	—	32,862	3,564	35	120,000	103,958	227,557
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△19,000	△19,000
当 期 純 利 益								27,066	27,066
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分									
自 己 株 式 の 消 却									
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立									
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩									
企 業 結 合 に よ る 増 減								△6,980	△6,980
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	—	1,086	1,086
当 期 末 残 高	15,454	32,862	—	32,862	3,564	35	120,000	105,044	228,643

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己 株式	合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	合計	
当期首残高	-	275,873	102	20	122	275,995
当期変動額						
剰余金の配当		△19,000				△19,000
当期純利益		27,066				27,066
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却						
固定資産圧縮積立金の積立						
固定資産圧縮積立金の取崩						
企業結合による増減		△6,980	△35	△21	△56	△7,036
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			4	△16	△12	△12
当期変動額合計	-	1,086	△31	△37	△68	1,018
当期末残高	-	276,959	71	△17	54	277,013

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

(ア)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

… 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

… 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの

… 移動平均法に基づく原価法

(イ)デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法(ヘッジの有効性が確認されたものについてはヘッジ会計を適用しております。)

(ウ)たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・半製品・仕掛品

… 移動平均法(一部 個別法)に基づく原価法

原材料

… 移動平均法に基づく原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については帳簿価額を切り下げしております。

(2)固定資産の減価償却の方法

(ア)有形固定資産

… 定額法

(イ)無形固定資産

… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間に基づく定額法によっております。また、のれんについてはその効果の及ぶ期間に基づく定額法によっております。

(3)引当金の計上基準

(ア)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(イ)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

(a)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

(b)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で定額法により費用処理しております。

(4)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(ア)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(イ)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

… 繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象		
ヘッジ手段	…	為替予約、通貨オプション、通貨スワップ及びコモディティスワップ
ヘッジ対象	…	外貨建債権・債務、外貨建予定取引及び材料購入取引
ヘッジ方針	…	為替変動リスクを低減するため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。また、材料の価格変動リスクを低減するため、材料購入の範囲内でヘッジを行っております。
ヘッジの有効性評価の方法	…	ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
(ウ)消費税等の会計処理	…	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
(エ)退職給付に係る会計処理	…	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある会計上の見積りは以下の通りであります。識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法を記載しております。

(1)貸倒引当金の測定

(ア)当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社貸倒引当金戻入額	2,023百万円
関係会社貸倒引当金繰入額	14,878百万円
貸倒引当金	△15,285百万円

(イ)識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

個別注記表「1. (3)引当金の計上基準」に記載した内容と同一のため記載を省略しております。

(2)固定資産の減損

(ア)当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	65,090百万円
無形固定資産	6,533百万円
長期前払費用	1,813百万円
減損損失	1,327百万円

(イ)識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

連結注記表「1. (5)会計方針に関する事項」に記載した内容と同一のため記載を省略しております。

(3)関係会社株式・関係会社出資金の減損

(ア)当事業年度の財務諸表に計上した金額	
関係会社株式	70,141百万円
関係会社出資金	24,640百万円
関係会社株式等評価損	3,560百万円

(イ)識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

当社では、関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額の下落の有無を確認し、帳簿価額に対して著しく下落している場合は、回復の可能性が合理的に認められる場合を除いて評価損を計上することとしております。一部の関係会社株式及び関係会社出資金は、実質価額に当該会社の買収時の企業価値測定において算出された超過収益力等を踏まえて評価しております。関係会社において事業計画を大きく下回り実績価額の下落が明らかになった場合は、関係会社株式等評価損を認識することで当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4)繰延税金資産の回収可能性

(ア)当事業年度の財務諸表に計上した金額	
繰延税金資産	2,179百万円

(イ)識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

連結注記表「1. (5)会計方針に関する事項」に記載した内容と同一のため記載を省略しております。

(5)長期前払年金費用及び退職給付引当金の測定

(ア)当事業年度の財務諸表に計上した金額	
長期前払年金費用	18,403百万円
退職給付引当金	6,734百万円

(イ)識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

個別注記表「1. (3)引当金の計上基準」に記載した内容と同一のため記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	270,911百万円
--------	------------

(2)担保資産

短期貸付金	106,918百万円
関係会社長期貸付金	8,429百万円
関係会社株式	14,793百万円

なお、担保に係る債務は、下記(3)に記載している親会社の金融機関よりの借入金に対する債務保証であります。

(3)保証債務等

子会社の金融機関よりの借入金に対する債務保証	4,878百万円
親会社の金融機関よりの借入金に対する債務保証	209,700百万円

(4)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	156,771百万円
短期金銭債務	30,330百万円
長期金銭債務	278百万円

(5)その他

当社及び一部の子会社は、米国等において、アルミ電解コンデンサ等の取引に関する独占禁止法違反を理由とする損害賠償を求める民事訴訟を起こされております。これらの影響額は未確定であります。

5. 損益計算書に関する注記**(1)関係会社との取引高**

営業取引による取引高

売上高	119,932百万円
仕入高	70,976百万円
その他	11,086百万円
営業取引以外の取引による取引高	5,642百万円

(2)特別調査費用

当社製品の一部における不適切な検査等の判明を受け、外部の専門家等から構成される特別調査委員会を設置し、その原因究明及び再発防止策を策定しました。当社は、本件に関連する費用等を特別調査費用として計上しております。

(3)事業構造改善費用

希望退職・転職支援制度の実施に伴う特別退職金及び転職支援費用等であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 0株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	3,583百万円
未払賞与	1,016百万円
貸倒引当金	4,713百万円
関係会社株式評価損	8,947百万円
その他	4,726百万円
繰延税金資産小計	22,985百万円
評価性引当額	△15,083百万円
繰延税金資産合計	7,902百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△31百万円
長期前払年金費用	△5,606百万円
その他	△86百万円
繰延税金負債合計	△5,723百万円
繰延税金資産の純額	2,179百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社の名称	議決権の被所有割合 (%)	関係内容					取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借				
			兼任	転籍 出向							
親会社	HCホールディングス(株)	100.0	なし	なし	あり	なし	なし	資金の貸付(注2)	82,500	短期貸付金	90,300
								貸付金の利息	220		
								資金の借入(注2)	6,500	短期借入金	6,500
								借入金の利息	49		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付及び借入については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 資金の貸付及び借入の取引金額については、前事業年度末時点との差引き金額を表示しております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社の名称	議決権の所有割合 (%)	関係内容					取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借				
			兼任	転籍 出向							
子会社(注5)	昭和電工マテリアルズ・エレクトロニクス(株)	100.0	あり	なし	あり	当社製品の 外注先	あり	貸付金の利息	16	関係会社 長期 貸付金	-
子会社	ミナリスメディカル(株)	100.0	あり	あり	あり	なし	なし	貸付金の利息	16	関係会社 長期 貸付金	3,000

属性	会社の名称	議決権の所有割合 (%)	関係内容					取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借				
			兼任	転籍 出向							
子会社	昭和電工 マテリアルズ・ビジネス サービス (株)	100.0	あり	あり	あり	パソコンその他の事務用機器等のリース元、給与・福利・財務関連事務等の委託先	あり	資金の預り (注3)	△2,304	預り金	7,551
								預り金の利息	1		
子会社 (注5)	AAFC Energy Technology (株)	100.0	あり	なし	あり	当社製品の の外注先	なし	資金の回収	△140	短期 貸付金	-
								貸付金の利息	5		
子会社	藹司蒂 (上海) 投資有限 公司	100.0	あり	あり	なし	なし	なし	資金の預り (注3)	1,177	預り金	9,752
								預り金の利息	171		
子会社	昭和電工 材料(香 港)有限 公司	100.0	あり	なし	なし	当社製品 の販売先、材料 の仕入先	なし	製品の販売	19,564	売掛金	4,826
子会社	藹司蒂材 料(上海) 有限公司	(100.0) 100.0	あり	なし	なし	当社製品 の販売先	なし	製品の販売	17,294	売掛金	5,405
子会社	台湾昭和 電工半導 体材料股 份有限公 司	100.0	あり	あり	あり	当社製品 の販売先、当社 製品の 外注先	なし	資金の回収 (注3)	△459	関係 会社 長期 貸付金	3,638
								貸付金の利息	54		
子会社	ISOLIT E GmbH	100.0	あり	あり	あり	なし	なし	資金の貸付 (注3)	3,897	短期 貸付金 (注4)	14,878
								貸付金の利息	52		
子会社	FIAMM Energy Technol ogy S.p.A.	51.0	あり	あり	あり	製品の仕入先	なし	資金の貸付 (注3)	6,397	短期 貸付金	10,206
								貸付金の利息	24		

- (注) 1. 議決権の所有割合欄の()内数値は、間接所有割合で内数表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
製品の販売及び仕入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。また、資金の貸付及び預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 資金の貸付、回収及び預りの取引金額については、前事業年度末時点との差引き金額を表示しております。
4. ISOLITE GmbHへの貸付金に対し、14,878百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において14,878百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
5. 昭和電工マテリアルズ・エレクトロニクス株式会社及びAAFC Energy Technology株式会社は、2021年12月31日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	34,626,559,922円13銭
(2) 1株当たり当期純利益	3,383,197,453円88銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 追加情報

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国内外の経済活動の停滞の影響は、2020年度において大半が発生し、長期的には重要な影響はないと仮定しております。

当社は、当該仮定は当事業年度末時点における最善の見積りであると判断しておりますが、想定以上に影響が長期化あるいは拡大した場合には、固定資産の評価、繰延税金資産の回収可能性等の重要な会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。

12. その他の注記

計算書類中の記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年3月4日

昭和電工マテリアルズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾崎隆之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	榎山豪

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和電工マテリアルズ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第73回事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第73回事業年度における取締役の職務の執行を監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、相互に連携して情報の交換を行うほか、監査役全員の協議により定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証しました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社との関係について、同社と取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び同社との取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月9日

昭和電工マテリアルズ株式会社

監査役(社外監査役) 森本 大介 ㊟

監査役(常勤) 武井 裕之 ㊟

監査役(常勤) 吉田 寛 ㊟

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 商号および目的の変更(第1条および第3条)

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制に移行する予定です。これに伴い、当社の商号を「株式会社レゾナック・ホールディングス」に変更するとともに、当社の目的を持株会社に変更し、また、持株会社の下の子会社の目的を当社およびSDMCの両事業を統合したものにする定款変更を行います。

「RESONAC」は、英語の「RESONATE：共鳴する・響き渡る」と、CHEMISTRYの「C」を組み合わせることから生まれた社名です。当社グループの持つ幅広く自在な先端材料テクノロジーと、パートナーの持つ様々な技術力と発想が強くつながり一つの未来に向かって大きな「共鳴」を起こし、その響きが広がることで更に新しいパートナーと出会い、社会を変える大きな動きを創り出していきたいという強い思いを込めています。

これらの変更は、第1号議案が原案どおり承認可決されることならびにSDMCへの吸収合併、第1号議案に係る本吸収分割および当社への吸収分割の効力発生を条件として、当該効力発生日である2023年1月1日に効力が生じるものとします。

(2) 取締役および監査役の員数上限の追加(第18条および第29条)

取締役会および監査役会の適正な規模および機能を保つため、取締役の員数の上限を12名、監査役の員数の上限を6名と定める規定を追加します。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、昭和電工株式会社(英文で表わす場合は、 <u>Showa Denko K.K.</u>)と称する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社レゾナック・ホールディングス</u> (英文で表す場合は、 <u>Resonac Holdings Corporation</u>)と称する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第3条 当社は、<u>次の事業を営むこと</u>を目的とする。</p> <p>1. 次の製品の製造、売買および輸出入</p> <p>(1)<u>合成樹脂、合成ゴム、合成繊維その他高分子製品およびこれらの原料</u></p> <p>(2)<u>無機および有機工業薬品ならびにガス製品</u></p> <p>(3)<u>化学肥料、農薬ならびに飼料および飼料添加物</u></p> <p>(4)<u>医薬品、医薬部外品、動物用医薬品および医療機器</u></p> <p>(5)<u>食品、食品添加物、酵素類およびアミノ酸類</u></p> <p>(6)<u>半導体その他電子工業材料</u></p> <p>(7)<u>軽金属、合金鉄その他各種金属およびその合金類</u></p> <p>(8)<u>炭素製品、研削材、耐火材その他セラミックス</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(9)<u>土木建築用資材、住宅用資材および農業用資材</u></p> <p>(10)<u>化学工業用、エネルギー産業用、環境保全用その他各種設備、システム、機器および精密機器</u></p> <p>(11)<u>前記各製品の加工品および関連品</u></p>	<p>(目的) 第3条 当社は、<u>次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>1. 次の製品の製造、売買および輸出入</p> <p>(1)<u>半導体・電子材料および記録メディアその他の電子部品・デバイス・電子回路</u></p> <p>(2)<u>有機化学工業製品、無機化学工業製品、医薬品、産業ガス、化学肥料、農薬その他の化学工業製品</u></p> <p>(3)<u>プラスチック製品</u></p> <p>(4)<u>非鉄金属および金属製品</u></p> <p>(5)<u>電気機械器具</u></p> <p>(6)<u>食品添加物、酵素類、アミノ酸類その他の食料品ならびに飼料および飼料添加物</u></p> <p>(7)<u>炭素・黒鉛製品その他の窯業・土石製品</u></p> <p>(8)<u>再生医療等製品その他の医薬関連製品</u></p> <p>(9)<u>医療機器その他の業務用機械器具</u></p> <p>(10)<u>土木建築用資材、住宅用資材および農業用資材</u></p> <p>(11)<u>産業用および環境保全用その他各種設備、システム、機器および精密機器</u></p> <p>(12)<u>前記各製品の加工品、応用製品および関連品</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
2. ~5. (条文省略)	2. ~5. (現行どおり)
6. <u>建設工事</u>	6. <u>電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事、土木工事、鋼構造物工事、その他建設工事の設計、施工、監理および請負</u>
7. ~10. (条文省略)	7. ~10. (現行どおり)
11. 前各号に関連する設計および技術指導	11. 前各号に関連する設計および技術指導 <u>その他の役務提供</u>
12. (条文省略)	12. (現行どおり)
(新設)	② <u>当社は、前項に附帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u>
(新設)	<u>(取締役の員数)</u> 第18条 <u>当社の取締役は、12名以内とする。</u>
第18条~第27条 (条文省略)	第19条~第28条 (現行どおり)
(新設)	<u>(監査役の員数)</u> 第29条 <u>当社の監査役は、6名以内とする。</u>
第28条~第41条 (条文省略)	第30条~第43条 (現行どおり)
(新設)	<u>(附則)</u> 第1条および第3条の変更は、2023年1月1日に効力を生ずるものとする。 ② <u>本附則は、前項に規定する効力発生の後、これを削除する。</u>

以 上

配信

株主総会ライブ配信のご案内

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、株主の皆様様に株主総会へのご来場を控えていただくようご協力をお願いしております。このような状況下においても、より多くの株主様に株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットを通じて株主総会の“ライブ配信”を行いますので、ぜひご視聴ください。

株主総会“ライブ配信”で議決権行使はできませんので、本冊子の2、3頁に記載しております議決権行使についてのご案内をご確認のうえ、事前に議決権を行使いただきますよう、よろしくお願いいたします。

配信日時

2022年9月29日（木曜日）午前10時より

ご視聴方法のご案内

- 1** お持ちのパソコン・スマートフォンより以下にアクセス。

<https://v.sokai.jp/4004/2022/sdkrinji/>



- 3** ログイン後、以下の手順で視聴画面にお進みください。

①「ライブ視聴」をクリック。



②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックを入れて「視聴画面へ進む」をクリック。



③右記の画面になりましたら、配信開始（2022年9月29日（木曜日）午前10時）までお待ちください。



（イメージ）

- 「ライブ視聴」は当日午前9時30分からアクセス可能です。
- 「視聴テスト」で事前に視聴テストを行えます。
- ご使用のパソコンやインターネットの接続環境により映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 時間になっても画面が切り替わらない場合はブラウザをリロード（更新）するか、「画面更新」ボタンをクリックしてください。
- ご視聴等に伴う通信料は株主様のご負担となります。

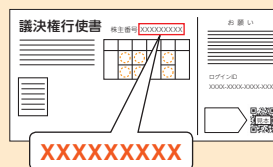
- 2** ログインID（株主番号）とパスワード（郵便番号）を入力し、サイト規約をご確認の上、「サイト規約に同意する」にチェックを入れて、ログインボタンをクリック。



（イメージ）

ログインID（株主番号）について

同封の議決権行使書用紙に記載のある9桁の番号を半角数字でご入力ください。
（例）012345678の場合、
「012345678」で入力。



株主番号
メモ欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

パスワード（郵便番号）について

入力されるお住まいの郵便番号は、議決権行使書用紙に印字されている株主様ご住所の郵便番号をハイフンを除いた半角数字7桁でご入力ください。
（例）010-1230の場合、「0101230」で入力。

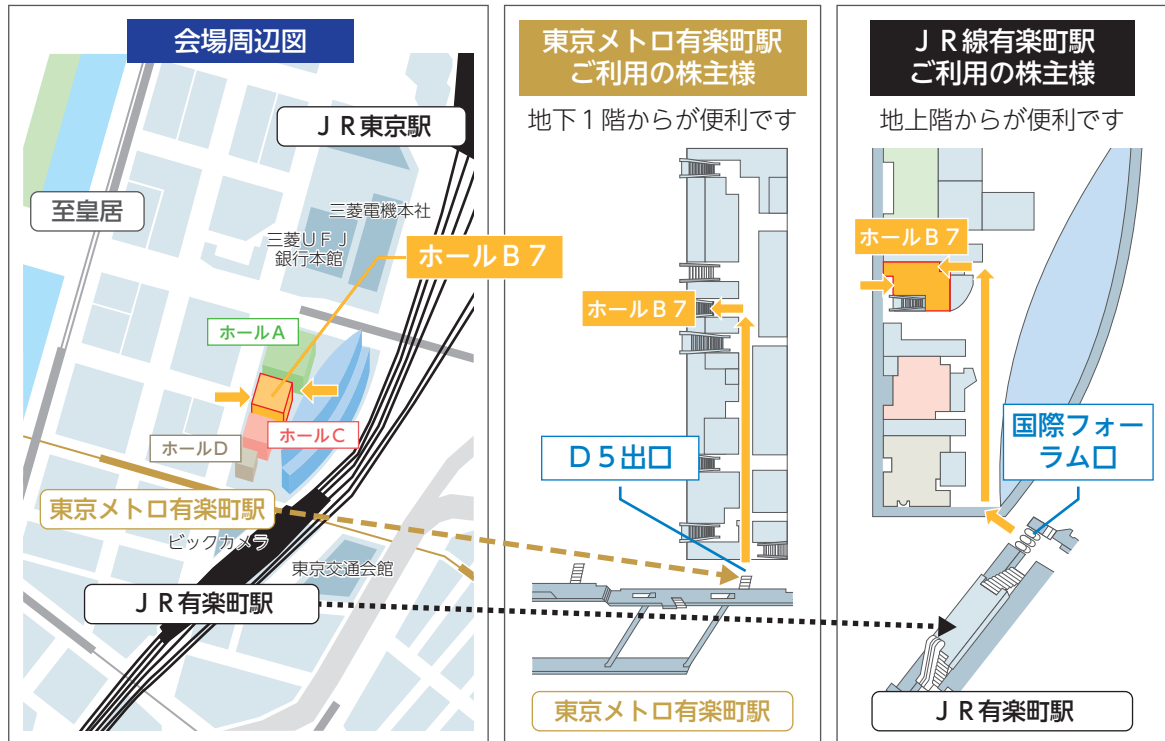
※ご来場いただく株主様のプライバシー保護のため、映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきます。

※何らかの都合により、ライブ配信を行わない場合もございます。その際は当社IRサイト（<https://www.sdk.co.jp/ir>）でお知らせいたします。

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

東京国際フォーラム ホールB7 ※黄色の表示が目印です



最寄駅

J R (山手線・京浜東北線)

有楽町駅

国際フォーラム口から徒歩1分

東京メトロ有楽町線

有楽町駅

D5出口から会場地下1階に連絡

J R線東京駅丸の内南口 (徒歩5分)、東京メトロ日比谷線日比谷駅 (徒歩5分)、都営地下鉄三田線日比谷駅 (徒歩5分) からもお来場いただけます。

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。